

---

---

## 第2章 福岡市農業の現状と課題

### 第1節 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（平成24年度～平成28年度）では、農業分野の目標として「豊かな市民生活を支える活力ある農業・農村の振興」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

担い手対策では、農業インターンシップ事業や新規就農スタートアップ事業など様々なメニューを実施し、年間平均10人前後の新規就農者を確保しましたが、多様な担い手の1つとして期待された「農作業の受託組織」は、構成員の高齢化と後継者不足により組織の維持が困難になっており増えていません。

新たな農業経営への取組みとして支援した「農商工連携等による加工品開発」は概ね計画どおり進捗してきましたが、農家が自ら加工・流通・販売まで行う6次産業化は農業者の負担が重いという指摘もあっています。

農地等の保全と活用では、「農地の利用権設定面積」や「耕作放棄地再生支援事業による解消面積」は順調に増えていますが、「自然共生型ため池の整備箇所数」は水利組合等の関係権利者との合意形成が困難などにより目標を下回っています。

地産地消と食育の推進における「学校給食への市内産農産物利用割合」と「農作業体験を行う学校の数」は目標を概ね達成しましたが、農業と市民との絆の強化における「市民農園数」は利用者の駐車場確保の問題等があり目標を下回っています。

福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思える市民の割合は71.2%（27年度）に留まっており、今後さらに市民への情報提供・発信に努めていくことが必要です。

結果としては、数値目標に掲げた13項目のうち、平成27年度の実績と比較すると「農作業の受託組織」など5項目については未達成となりましたが、「新規就農者数」や「農地の流動化（利用権設定面積）」など8項目については概ね目標を達成しました。

（資料編参照）

## 第2節 現状と課題

### （1）農業の担い手

福岡市における農家戸数、農業従事者数は依然として減少しており、また、農業従事者の高齢化が進み、農業経営主の平均年齢は平成26年度に70歳を超えました。

地域農業の担い手である認定農業者の確保に努めていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足から、認定者数は横ばい状況で推移しています。なお、認定農業者の認定要件については、常に地域の実情に即した認定制度となっているか検証していく必要があります。

また、新規就農者は平均して年間10名ほどで推移していますが、農地の確保が難しいことや、他産業に比べ農業所得が低いことなどの課題があります。

水田を守る役割が期待される受託組織（受託料を収受し農作業の全部又は一部の作業を行う組織）や集落営農組織（集落を単位として生産行程の全部または一部について共働で取り組む組織）などの組織的な取り組みについてはあまり進んでいない状況です。

このため、地域農業の中心となる担い手や、女性や定年退職者等を含めた新たな農業従事者の確保、受託組織など組織的な取り組みへの支援を充実させるとともに、企業やNPO法人等の参入を促進するなど、多様な担い手確保に向けてさらに取り組みを強化する必要があります。

### （2）農業経営

農林業センサス2015によると、福岡市の経営耕地面積規模別経営体数の割合は、1ha未満の農家が7割近くを占め、また、大消費地を擁する特性を活かした野菜・花きを中心として、小面積で高収益を得ることができる施設園芸農家が多く存在しています。

貿易自由化の進展、なかでもTPP協定合意による農業への影響に関する不透明感、食生活の変化に伴う米の消費量減少や生産資材価格の変動などにより、農業経営は依然として不安定な状況にあり、国においては、担い手への農地の集積による大規模化、6次産業化や輸出の促進等による農業の活性化を推進していますが、福岡市においては西南部の一部を除き、大規模化や集約化が困難な農地が多い状況にあり、また加工品開発や販売まで行える農家は限定的です。

このため、小規模で高収益を得ることができる施設園芸農業の拡大・充実、早良区や西区における土地利用型（米麦・飼料作物）農業の規模拡大が可能な地域における担い手への農地の集積・集

---

---

約化とともに、農商工連携による加工・販売分野への取組みなど地域特性に応じた施策の推進が必要です。また、6次産業化による新商品開発・ブランド化の推進、市場・直売所・海外輸出など多様な販売ルートの開拓、地産地消を推進し市内産農畜産物の消費拡大を図るなど、農家の経営安定や農業所得の向上のための支援を充実していく必要があります。

有害鳥獣による農産物被害については、侵入防止柵の設置等、対策の実行により減少してきていますが、依然として大きな被害が農業経営に損失をもたらしており、より効果のある予防及び捕獲対策の充実が必要です。

### (3) 農畜産物供給

福岡市の農業生産量は農業従事者の減少や高齢化が進む中、一定程度維持できていますが、今後も市民に安定的に農畜産物を供給していくためには、農作物の計画的な生産・出荷を行うための対策を充実させていく必要があります。

米については、経営所得安定対策の見直しに併せて米政策の見直しが行われたことにより、これまで国が行ってきた生産調整に代わり、生産者や集荷業者等が中心となって需要に応じた生産を行っていくこととなっています。

また、畜産については、肥育素牛の価格上昇や配合飼料価格が高値で推移するなど厳しい状況にあり、生産性の向上や生産コストの低減、特に大きな割合を占める飼料費の圧縮を進めることが重要です。

さらに、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて、農薬使用基準の遵守、栽培履歴管理、残留農薬検査の実施による安全性・品質管理の向上をさらに徹底していくことが求められています。

平成28年2月に開場した青果市場「ベジフルスタジアム」では、全国最大級の定温卸売場を活用したコールドチェーンの充実、残留農薬検査の拡充など高度な品質管理体制を整えており、“新市場で取り扱う農産物は新鮮で安全・安心”をPRしていきます。この新市場ブランドを効果的に活用して、市内産農産物の生産振興につなげていくことが重要です。

身近な農産物への市民の関心も高くなっていることから、学校給食への市内産農産物活用推進など、地産地消・食育推進の取組みを充実していく必要があります。

#### （4）農地等の保全・活用

福岡市においては、農地が年々徐々に減少していく中、利用効率の悪い中山間地を始めとして、不耕作地や耕作放棄地が増える傾向にあり、耕作放棄地の発生防止と再生の取組みがさらに重要となっています。

平成27年9月の法改正により、農業委員会の主要業務として農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が明確に位置づけられました。福岡市においても、これまで以上に農業委員会と連携して農地利用の最適化に取り組む必要があります。

また、農業従事者の高齢化等により集落機能が低下し、農家による農業用施設の適切な保全管理が困難になってきており、担い手へ農地の利用集積を行った場合でも農地が分散していて非効率的であったり、大規模化できても草刈りや水の管理が負担になるなどの課題があります。

このため、規模拡大可能な地域においては、話し合いによる担い手への農地の面的集積の推進や、草刈り等の管理の共働作業の推進等を図る必要があります。

また、農地中間管理機構や農地情報公開システムの活用により、農地の流動化を促進するとともに、企業やNPO法人等多様な担い手を確保し、農地を守っていくことも必要です。

さらに、農業用施設による災害を防止するため、動作不良等により豪雨時の河川の氾濫につながる恐れがある市街地の井堰等、緊急性の高いものから整備していく必要があります。

#### （5）環境への配慮

食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて、環境保全的な農業への意識も高まっており、環境に優しい農業の推進が求められています。

そのため、土づくり・化学肥料低減・化学合成農薬低減などに取り組むエコファーマーやふくおかエコ農産物認証制度など、環境保全型農業に取り組む農家への支援を図ることが必要です。

また、農業用資材のリサイクルや資源循環システムの構築を推進していくことも重要です。

#### （6）農村地域の活性化

福岡市の農村地域では、後継者不足や若者の都市部への転出等により人口減少や高齢化が進み、空き家が増えるなど、地域の活力が低下し、コミュニティ活動の維持が危惧されています。

福岡市では全庁的に市街化調整区域の活性化への取組みを行っており、これまで農村地域への転入が難しかったところですが、一定の要件を満たす指定既存集落内においては、住宅を中心に小規模な建築物は地域外の人も建築が可能とするなど、新たな制度を始めています。

---

---

また、人口減少が著しい指定された8校区において土地利用規制を緩和し、事業者が農業体験・交流施設や直売所などの設置・運営を行うことができるようになりました。今回の規制緩和を活かし、農業振興に資する施設の導入を図るとともに、事業者と連携した特産品づくりなどの取組みを推進することが重要です。

### (7) 農業への理解

健康志向の高まりや、食の安全を脅かす事例が相次いだことなどから、農畜産物の安全性や市内産農産物に関する市民の関心が高くなっています。

直売所においては、生産者の情報提供を行って生産者と消費者を結び付ける等の取組みを実施しており、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者により、直売所利用は増加傾向にあります。

また、市民の農業や農作業体験への関心は高く、市民農園や農業体験の場の提供に対する需要はますます高まっています。

このため、収穫体験のように生産者と消費者が交流できる取組みを推進することなどにより、市民の農業への理解促進に努めていく必要があります。

### (8) 多面的機能の発揮

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけでなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、市民の生活を支える重要な役割を担っています。

市民に農業や農地が果たしている多面的機能への理解を深めてもらうとともに、市民が将来にわたって多面的機能を楽しむことができるよう、農地や良好な農村環境の保全など、この機能を維持していくための取組みを推進していく必要があります。